

改正育児・介護休業法の今後の施行スケジュール

- ・ 第 1 次施行（公布の日から 3 月以内の政令で定める日）
 - ① 事業主による苦情の自主的解決及び都道府県労働局長による紛争解決の援助制度の創設
 - ② 法違反に対する勧告に従わない場合の企業名の公表制度、報告を求めた場合に報告をせず又は虚偽の報告を行った場合の過料の創設

- ・ 第 2 次施行（平成 22 年 4 月 1 日）
 - ① 指定法人の業務の改廃
 - ② 育児・介護休業法に係る労働者と事業主の間の紛争に関する調停制度の創設

- ・ 第 3 次施行（公布の日から 1 年以内の政令で定める日）
 - ① 3 歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化
 - ② 子の看護休暇の拡充
 - ③ 男性の育児休業取得促進策（パパ・ママ育休プラス等）
 - ④ 介護休暇の創設

※①、④について、従業員 100 人以下企業における施行期日は、公布の日から 3 年以内に政令で定める日

第一次施行について

施行される部分

- ① 事業主による苦情の自主的解決及び都道府県労働局長による紛争解決の援助制度の創設
- ② 法違反に対する勧告に従わない場合の企業名の公表制度、報告を求めた場合に報告をせず又は虚偽の報告を行った場合の過料の創設

施行に当たり規定する事項

(政令事項)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）附則第1条第2号において、上記の内容につき、公布の日（平成21年7月1日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

この施行期日について、政令で平成21年9月30日と定める。

※施行期日を定める政令の閣議日 平成21年8月25日
公布日 平成21年8月末（予定）

第二次施行について

施行される部分

- ① 指定法人の業務の改廃
- ② 育児・介護休業法に係る労働者と事業主の間の紛争に関する調停制度の創設

平成22年4月1日から施行（法附則第1条第3号）。

施行に当たり規定する必要のある主な事項

（省令事項）

- 調停に係る手続（新設）

第三次施行について

施行される部分

- ⑤ 3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化
- ⑥ 子の看護休暇の拡充
- ⑦ 男性の育児休業取得促進策（パパ・ママ育休プラス等）
- ⑧ 介護休暇の創設

施行に当たり規定する必要がある主な事項

（省令事項）

- 配偶者の範囲の見直し（則第4条関係）
- 育児休業の再度取得要件等の見直し（則第4条、第9条及び第18条関係）
- 育児休業の申出事項等の見直し（則第5条、第19条関係）
- 育児休業申出書等に対する事業主による休業期間等の書面の明示（則第5条、第12条、第16条、第22条及び第27条関係）
- 労使協定により育児休業申出等を拒むことができる労働者及び時間外労働の制限の請求の対象とならない労働者の範囲の見直し（則第6条、第7条、第31条の2及び第31条の3関係）
- 子の看護休暇の取得事由の見直し（新設及び則第30条関係）
- 介護休暇における世話の範囲（新設）
- 介護休暇における申出の方法等（新設）
- 労使協定により所定外労働の制限の請求ができないものとすることができる労働者の範囲（新設）
- 所定外労働の制限の請求の方法（新設）

- 所定外労働の制限の終了事由等（新設）
- 所定労働時間の短縮措置の対象外となる所定労働時間が短い労働者の範囲（新設）
- 労使協定等により所定労働時間の短縮措置の対象外となる労働者の範囲（新設）
- 所定労働時間の短縮措置の内容（新設）
- 労使協定等により所定労働時間の短縮措置の対象外となった労働者に対する始業時刻変更等の措置の内容（新設）

（指針事項）

- 子の看護休暇に関する事項
- 介護休暇に関する事項
- 所定外労働の制限に関する事項
- 所定労働時間の短縮措置、育児休業に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置に関する事項
- 不利益な取扱いの禁止